

# 平成 28 年度第 3 回定例教育委員会議事録

- 開会日時 平成 28 年 6 月 27 日 (月) 午前 9 時 30 分  
○閉会日時 平成 28 年 6 月 27 日 (月) 午前 10 時 31 分  
○開会場所 美浦村役場 3 階 委員会室

## ○出席者

教育長 糸賀 正美  
教育長職務代理者 山崎 満男  
委員 小峯 健治  
委員 栗山 秀樹  
委員 浅野 千晶

## ○出席事務局職員

教育次長 堀越 文恵  
学校教育課長 増尾 利治  
生涯学習課長 埜口 哲雄  
子ども育成室長 藤田 良枝

○欠席委員 なし

○傍聴人 なし

## ○提出議案及び議決結果

議案番号等	議案名及び内容	可否
議案第 1 号	美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について	可決
議案第 2 号	美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設利用者負担等徴収規則の一部を改正する規則について	可決
議案第 3 号	平成 28 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について	可決
報告第 1 号	平成 28 年度美浦村一般会計補正予算について	—

午前 9時 30分 開会

次長 改めましておはようございます。大変お暑い中、教育員会ご参集ご苦勞さまでございます。

それでは、6月の定例教育委員会を開会いたします。まず最初に、教育長のあいさつをお願いいたします。

教育長 おはようございます。

教育委員 おはようございます

教育長 ごあいさつ申し上げます。

最初に、大変残念なことではございますが、6月の6日月曜日の夜に、美浦村の土屋地内の村道で美浦中学校の3年生が、後ろから来たワンボックスカーにはねられて意識不明の重体となり残念ながら6月の12日の夜に亡くなるという事故が起こりました。ここに謹んでお悔やみを申し上げますとともに、ご冥福をお祈りしたいと思います。

教育委員会といたしましては今回の事故を重く受けとめまして、二度とこの様なことが起こらないように児童・生徒に対する交通安全の確保に努めてまいりますと存じます。よろしくをお願いいたします。

次長 それでは、付議事項に入りたいと思います。進行の方につきましては教育長の方よりお願いいたします。

教育長 それでは、本日の会議録署名人を指名したいと存じます。

会議規則第17条第2項によりまして、浅野委員を指名したいと存じます。本日の案件につきましては、議案第1号美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について、議案第2号美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設利用者負担等徴収規則の一部を改正する規則について、議案第3号平成28年度要保護・準要保護児童生徒の認定について、報告第1号平成28年度美浦村一般会計補正予算についてであります。

それでは、ご審議をお願いしたいと存じます。

議案第1号、美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について及び、議案第2号美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設利用者負担等徴収規則の一部を改正する規則については関連がございますので一括して上程いたしたいと存じます。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは説明の前に1カ所訂正をお願いしたいと思います。2ページ、中段、第6条第1項「第9条」、という文がございますが、6条第1項の後に「中」、「中」という字を加えていただきたいと思います。失礼しました。それでは私の方から議案第1号、第2号につきまして、今回改正をする規則の概要について説明をさせていただき詳細につきましては、藤田子ども育成室長より説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、国の子ども・子育て支援法施行令と、子ども・子育て支援施行令規則の改正に伴い、村の規則の一部を改正するものでございます。

幼児教育の段階的無償化に向けて多子世帯の保護者負担の軽減として、年収約360万未満相当の世帯について、第一子の年齢にかかわらず第二子の保育料を半額、第三子以降の保育料の完全無償化が実施されております。

また、ひとり親世帯の保護者負担の軽減として、市町村民税非課税世帯の保育料を無償化、年収約360万円未満相当の世帯の第一子の保育料を半額、第二子以降の保育料を無償化とするものでございます。それでは詳細についてご説明申し上げます。

子ども育成室長

詳細について説明をさせていただきます。

資料の2ページから4ページ、あとお配りした新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。

今回の改正は先ほども課長から話がありましたように、子ども・子育て支援法の施行令の一部を改正するのに伴いまして、幼児教育の無償化というところの目的として、利用者の負担額の軽減というのを段階的に実施するための改正に合わせて改正を行うものでございます。

6月の議会に美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例及び美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部の改正によって改正を行っております。このことにより今回この二つの規則の改正となっております。具体的に説明させていただきます。

まず、議案第1号の資料、新旧対照表に沿って説明をさせていただきたいと思います。

利用者負担額算定に用います所得割の課税額の定義として第2条に地方税法第314条の9の配当額及びまたは、株式等譲渡を所得割額の控除を加えた改正がこの第2条の改正になっております。第6条につきましては条例の改正によって条を加えたことにより、条例番号の繰り下げを行っております。そのために関連する規則の条例番号の改正となっております。第7条の部分につきましては、先ほど課長からも説明がありましたように、子ども・子育て

て支援法の改正が条例規則にどのように組み込まれてるかをまず説明させていただきたいと思います。

子ども・子育て支援法につきましては先ほども説明がありましたように、二つの大きな事項があります。

一つは、多子世帯にかかわる特例措置の拡大で、今まで小学校3学年までの子どもの数によって軽減を行っていましたが、利用者負担額の第2階層または第3階層である場合においては、この年齢による制限を撤廃しております。それが一つになります。多子軽減について子どもの数については、特定被監護者として保護者と生計を同一としている者として、監護要件の幅を広げております。この多子軽減については条例の改正を行っているものです。もう一つの改正が今回の規則の改正に含まれているもので、要保護者世帯とひとり親の世帯を含むものの、特例措置の拡大になります。ひとり親等に対する支援拡充として利用者負担額の第2階層または第3階層について、今まで千円の控除を行っていましたが、その控除に加えて1人目の教育・保育の子どもにおける利用者負担額は通常の利用者額の2分の1という形にしまして、2人目以降は無償としております。この改正がこの第7条の改正で、利用者負担額の軽減として第7条全体を改めております。

引き続き、議案第2項について説明をさせていただきます。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この第2号につきましても、美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例、つまり私立の幼稚園及び保育所にかかわる利用額を決めた条例になりますけれども、この一部を改正することによりまして、条を加えております。その条番号の繰り下げを行ったために関連する規則の条例番号の改正になっております。この部分の二つの制度の改正に伴いまして、この二つの規則の改正になっております。先ほども説明したように議案第2号については私立幼稚園と保育所に関する利用者負担額というものを示しておりまして、議案第1号は美浦村立の公立の幼稚園の部分の利用者額を示している改正となっております。説明は以上です。

教育長

ただいま事務局より説明がございましたが、質問ご意見のある方お願いいたします。小峯委員お願いします。

小峯委員

細かいことは、条文全体を見ようと思ったんですが、ホームページ等にも掲載されていないので全体がわかりません。とりあえず、この議案第1号のところ、今第6条第1項のところは、第1項中という「中」という文言が入ったわけですが、ほかの部分の訂正というのは見えてませんか？。例えば、その次のカッコの利用者負担額の軽減って入っているんですが、現旧比較をすると、軽減ではなくて控除ですよ。だから控除から軽減に変わったんじ

やないですか。これが1点。つまりどっちが正しいのかというのですね。それから、2点目は3ページのところの(2)「ア」、これは単なる、でも単なるミスでいいのか分かりませんが、身体障害者の害が抜けているかなと。身体障害者福祉法となっております。これは、誤植であるとすれば、これを提案するのに、ちょっとまずいのかなと思って。「ア」です(2)の「ア」我々がもってるものとまた資料が違ってるのかな。現行比較表ではね、ちゃんとなってるんです。ここです。ページ、3ページ、「害」が抜けているんですけど。これは抜けたままでいいんですか。これが2点目。3点目ですが、比較表で。第2条第6条の下線部の部分と、第7条以下の下線部の基準が不一致なんですね。というのは、この第2条第6条では、変更部分を下線で示してるんです。ところが、第7条、最初の2点目の指摘の利用者負担額の控除。現行は利用者負担額の控除となっているのが利用者負担額の軽減と軽減に直しましたよと。このアンダーラインはわかります。次の第7条のところから変更していないところまで全部下線で引いているんですね。例えば、文章としてだからしょうがないんだと思いますが、例えば(1)ですね。これは、母子世帯等という文言が入ったのでこれでいいんですが(2)、例えば「ア」全く変わってません。「イ」は療育手帳云々から始まりますから変わってました。「ウ」これ全く変わってません。「エ」のところは「エ」と「オ」で文書が分かれたのでわかりました。下線部の基準がばらばらなので、ただ、下線が引かれてるなというふうに思って、どう違いがあるのか見てみるとそういう下線の基準の違いだったんですね。これは、もし提示するのであれば、もう一度その下線の意味を明確にしてから引き直した方が見る側はわかりやすいかなと。このように考えます。3点お願いします。

教育長

事務局、今の3点についてお願いいたします。

子ども育成室長

はい、申しわけありません。まず1点目のこの利用者負担額の控除と軽減というところのご質問という形でよろしいでしょうか。

その部分については国の保育軽減ということ今回示していますので、この第7条を全面改正するというような形の手法をとらせていただきました。というのは、文言の方の先ほども「オ」が加わった部分があるところもありましたので、これを個別に第7条の利用者負担額の軽減という説明文が「オ」部分が全部違っているところもありましたので、そこで第7条の全部を改正するというような形をとらせていただきましたので、この全部に線が加わってしまっているというような形になります。

条例においても、文言の部分とか、かなり今回違っているところもありましたので、説明分の部分を全面改正するというような形をとらせていただいているところがありましたので、全面下線が入っているというような状況にな

ります。その点について、変わっているところが見にくいというところのご指摘はあるかとは思いますが。

第2点の身体障害者の部分のご指摘というところでよろしいでしょうか。

「ア」の部分ですね。申しわけありません。こちら本当に完全に抜けております。「害」が抜けておりますので、訂正をお願いいたします。

教育長 今の説明を受けましていかがでしょうか。

小峯委員 先ほど言いましたように、第7条の部分については全文の改定ということで、全部アンダーライン引かれることはわかるんですが、(1)から(3)の部分で考えると、(1)は母子世帯等というが入ったので、この(1)は全文変えますよというなことでわかります。ところが(2)は、変わってる部分というのは、「イ」と「オ」ですよ。「イ」と「オ」の部分ですが、「エ」と「オ」はこれセットですから、ここの下線部はわかるんですけど、「ア」と「ウ」については変更がありませんよね。これを引いているので、わかりづらかったということをご指摘したいわけです。

子ども育成室長 説明する部分でこの新旧の部分の対照表としての示し方というところのご指摘かと思えます。今後こういう形であげる場合にはその部分を考慮しまして、やっていきたいと思えますので、はい、ありがとうございます。

教育長 説明資料については、小峯委員の意見を参考にさせていただいて、できるだけわかりやすく今後は作るようにしてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。この他、質問などございましたらお願いします。

栗山委員 第1号議案、第2号議案に対する利用者、該当者に対する周知というかアナウンスの仕方について、この文章だけだとなかなか、あとはその伝え方として難しいと思うんですけども、そういったやり方、何か仕方とか教えていただければと思います。

教育長 事務局お願いします。

子ども育成室長 はい、この二つの部分についての周知の方法なんですけれども、まず各保育所、幼稚園にこういう料金体制二つの改正になりまして、変わりますよというお通知等を差し上げたいと思います。今の各市町村の状況も確認をさせていただきまして、どのような形での申請方式にするか。また、この多子につ

きましては生計を同一とするというような形で、今までにはない部分が加わっております。

その部分で、こちらでは把握しきれない部分もありますので、ある程度家族の方にわかりやすく説明をチラシをつけるとともに、申請をしていただくというような方式をしたいと思っております。

こちらのほうでも、前もって該当する要件、最低限の要件者ということで把握はしておりますので、その方々にはお知らせをより強めながら申請をしていただくなり、または料金の改正のお知らせ等で周知をしていくような形のものをしていきたいと思っております。その対象者の方には、かわるようなお知らせの部分と、そのほかの人たちに対してもそのチラシ及び申請をしていただくような部分をつけながら、周知をしていきたいと思っております。

教育長 今の説明を受けましていかがでしょうか。そのほかに質問などございましたらお願いしたいと思っております。

では、ございませんようでしたらば、質疑を終了したいと存じます。

それでは、議案第1号美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について及び議案第2号美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設利用者負担等徴収規則の一部を改正する規則についてを原案どおり可決してよろしいでしょうか。

教育委員 はい

教育長 ありがとうございます。委員の皆様のご賛同いただきましたので、議案第1号美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について、及び議案第2号、美浦村特定・教育保育施設及び特定地域型保育施設利用者負担と徴収規則の一部を改正する規則についてを原案どおり可決することに決しました。

－議案第3号平成28年度要保護・準要保護児童生徒認定について は個人情報のため非公開－

教育長 それでは次に報告第1号平成28年度美浦村一般会計補正予算についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは、説明をさせていただきます。まず議案書7ページ、中段をごらんください。寄付金としまして、中学校教育事業指定寄付金、30万円の寄付金がありました。村内の企業から教育のほうにとということで、30万円受けております。これを踏まえまして大谷保育所、木原保育所、村内三つの小

学校、中学校にそれぞれ、保育所の方は2万5,000円ずつ、小学校が5万円ずつ美浦中学校も5万円、幼稚園の5万円ということで、図書の購入費としまして、補正をしております。

そのほかですね、9ページをごらんください。小学校費の学校管理費、大谷小学校管理費で修繕料35万1,000円を補正をしております。こちらはですね、大谷小学校の体育館のステージ上の天井版が落下する危険があるということでその一部を補修するものでございます。

続きましてその下、木原小学校教育振興事業費の2番、教師用指導書ということで6万1,000円を計上しております。こちらは木原小学校の1年生が1クラス増えたということで、その分の増分となっております。学校教育課関係は以上でございます。

生涯学習課長

続きまして、生涯学習課からの補正予算についてご説明申し上げます。10ページのほうよろしく申し上げます。

まず、社会教育総務費では地区公民館の補助事業費といたしまして11万8,000円の補正をしております。これは、大谷地区の公民館につきましては、トイレのドアや内壁等の修繕が必要ということで、申請がありましたので、その事業費35万5,000円の3分の1、約11万8,000円の補助を行うものでございます。

次に文化保護費では、村内遺跡発掘調査事業費といたしまして、259万3,000円の補正をしております。この事業は、木原の大隅地内での山林における民間事業者による山砂採集事業に伴う発掘調査で、試掘によりまして遺跡等が認められたことから、発掘調査に係る事業といたしまして賃金で192万円、需用費といたしましてジョレンや遺物収集箱などの現地調査用品等で15万円、公用車の燃料代といたしまして3万円、報告書の作成費といたしまして印刷製本費で30万円、役務費の手数料では仮設トイレの汲み取り手数料として1万円、続きまして使用料及び賃借料では現地のテント、一輪車、仮設トイレ等の備品借上料といたしまして18万3000円の計上しております。なお発掘費用につきましては、全額事業者の方のご負担をお願いしております。

続きまして、保健体育費の保健体育の総務費では体育振興費で30万2,000円の補正をしております。これは、村内在住の方で、リオオリンピックのトライアスロン競技に出場される方と霞ヶ浦高校の生徒がヨットの国際420級世界選手権大会に出場されることから、その栄誉をたたえとともに本村のスポーツ活動の振興を図るため、報償費の報奨金で15万円の補正をしております。なおオリンピックの出場者には10万円、世界大会の出場者には5万円の奨励金を贈るものです。



次に、需要費の消耗品で15万2,000円の補正をしております。これは先ほど申しましたリオオリンピックに出場される方の栄誉を祝し、横断幕を作成し、役場前の陸橋のところに掲示していきたいと考えております。続きまして、歳入のご説明申し上げます。7ページのほうよろしく申し上げます。7ページの一番下になります。諸収入の雑入で先ほど申しました民間事業者からの発掘調査事業者委託金といたしまして、259万3,000円を計上しております。以上が生涯学習課の補正予算となっております。

教育長

事務局の説明もれ、そういったものございませんか。  
ただいま事務局より説明がありましたが、この件につきまして、質問ご意見のある方お願いしたいと存じます。小峯委員お願いします。

小峯委員

今、光と風の丘公園のところ体育振興費の部分で報償費がオリンピックにかかわって計上されたということですが、光と風の丘公園の整備のところ、今年度小学校の陸上記録会がま、ほかの市町村の施設を借りた。たつのフィールドで行われたということで、この時にちょっと自分の用事があって参加できなかったんですが、いろいろ行かれた保護者等からの情報も入ってきましたし、6月の学校だより、木原小の学校だよりもその様子が描かれていて、非常に良い施設だなという感想で埋められております。しかし、我が村には、光と風の丘公園という非常に誇るべき施設があるはずですよ。どうしてここでできないのかということです。以前はこの光と風の丘公園でやったこともあったようですが、昨年、一昨年の村民体育祭のときに、村長から直接聞いた話ですと、グラウンドがグラウンドとして、というよりは、防水上の問題での施設となっているということで、その整備については、さまざま難しい問題があるのかもしれませんが、ほかの市町村の施設を借りなければ、小学校の陸上競技会、記録会ができないというのは、極めて残念であると考えています。この辺の今後の光と風の丘公園の整備について、もう一度考え直す必要があるのではないかと。そうしたスポーツ推進関係の協議会なりが、2団体あるわけですから、審議会の活用については前回もちょっと話題になったかと覚えておりますけれども、この辺の審議会の意見も聞きながら、もう少し資本投下を集約して、それぞれの施設が十分に機能するような方向に持っていくことが望ましいのではないかと。考えておりますがいかがでしょうか。

教育長

今の意見について事務局の方でお願いいたします。

生涯学習課長

今の小峯委員さんの意見につきまして、私の意見としまして、いまのところ光と風の丘公園に整備されているのは野球場と、現在陸上の使えるのは多

目的競技場になるかと思えますけども、あそこは非常用の雨水をためて、そのような暫定的に多目的競技場として使用しているということもありますし、サッカーと球技等にも使用することから、常設の陸上競技場としてのトラックの整備はされておりませんので、現在そこで、ご指摘のような陸上競技というのはちょっと開催が不可能な状態になっております。これから、美浦村でそういった陸上競技の施設の方の建設となりますと、用地等予算等いろいろな財政的な面もございますので、新たな施設の建設にはまだ今のところ検討状態には入ってないところになっていると思います。

教育長 はい、小峯委員お願いいたします。

小峯委員 次長がもしあればおねがいたします。よろしいですか？。

次長 今回、小学校の陸上記録会が龍ヶ崎市のたつのこで開催した経緯についてご説明させていただきますと、これは学校の方からの要望がございました。昨年まで、大谷小学校を会場に行っていたということでございますけれども、その準備段階から教職員がかなり手を入れなければいけないということもあって、仕事、担任を持ちながら、その部分もやっていくか、当日においては、ほかを借りれば少人数で済むんだけど、行かないお子さんたちへの配慮がちょっとかけてしまうという、両面。それから、非常に熱心な保護者の方もいらして、判定をきちっと見てほしいという要望もかなりあったということもあり、そういういろいろな要素を考えると、たつのこでいけば、先生たちもかなり一番少ない人数で対応できる。残った子どもたちへも対応できるということもあって、また稲敷、河内もやっていることもあり、ぜひ、たつのこの方でやらせてほしいという要望がありました。今回、村長とも話をして光と風の丘公園でという話もあったんですが、そこになると今度はいろんな器具の持ち運びとかもあってなおさら手がかかってしまうという先生たちの意見もありまして、今回たつのこにさせていただいたという経緯がございました。

教育長 小峯委員お願いします。

小峯委員 私が先ほど要望したのは、要するにどれだけ子どもたちへの体育施設充実を提供するのかということなと思います。先生方の負担が大きいから、小学校でやるな。難しい。光と風の丘公園の施設では無理だ。というのであれば、どう学校教育充実させていくのかという基本的なところで論議しなきゃいけないかと思えます。良い施設でやるのは、これは、もう安易すぎるんじゃないか。もっと村として努力できる部分があるのではないかということ



ただ、やっぱりたつのこだと行けないという、そういった保護者の方もやっぱりいらっしゃると思うので、良い意見だけをやっぱり吸いとらないで不都合であったという意見にもやっぱり検討していただいて、本来ならば村でやれるのが一番いいかなと思うんですけども、そういった競技施設で村の生徒さんがそういうことを体験するのとても意味があったように思いました。

教育長                    はいありがとうございます。山崎委員お願いいたします。

山崎教育長職務  
代理人                    この流れを全部知っているのは私だと思うんですけども。光と風の丘の公園でもやりました。申しわけないですけどもあそこはグラウンドがだめ。あれができてから、20…何年？、5年？たぶん1回も掘り起こしとかなんかやってないと思うんですよ。暗渠も何も全部やっていないと思います。

次長                        暗渠ははいつてますね。

山崎教育長職務  
代理人                    暗渠は入っていてもつぶれてるでしょう。

次長                        かなりお金をかけて暗渠はやってるはずなんです。

山崎教育長職務  
代理人                    入れていても、ああいう施設は、何年間か周期にやっていかないと結局使えない。一回雨降って大雨でも降ったら3日も使えないのでは何の運動公園かというようなことも、私は思いました。  
ということで、小学校に持ってたのも、私の意見で持っていったんです。私はその頃校長ですから、こっちでやったらいいと。  
いわゆる準備とか何かも、そういう点では今までは光と風の丘公園の場合においては全部もっていくんですよ、学校から。ですからトラックで。  
小学校でやる場合には施設がありますから、足りない物のみ他の学校からもってくる。準備も、先生方が総出でやると。  
メリットは大谷小だけですけども、子どもたちが来年からは出られるという、もしくは何年たったら出られる。それを実際に見ることができる。そういうメリットがありました。デメリットは親ごさんの車とか、そういうもの考えると年中放送で動かしてください。というようなこと言っているデメリットもありました。  
あとはやはり小学校のグラウンドですから、いわゆる、すべったりなどというアクシデントもあるわけですね。その点、たつのこっというあのフィールドは、どちらかといえば、もう国立競技場とか笠松とか、そういう競技場

と、下はもう同じなんです。そういうことですので、子どもたちの臨場感。いわゆる陸上やるんだという気持ちにならせるのには非常にすばらしい施設。ですから今年向こうに持っていったってことは良くわかります。自分でも、中学校あたりでずっと長くやっておりましたので、そういう点では、やはり子どもたちにとってよい施設で、そして気持ちよく自分のベストをだせるような状態に、そういうような競技場では、そしてアクシデントのない競技場でやるというのは、これはもう大前提ですので、そういう点において行ったというので、多分、保護者とかいろいろなことで出てきてますけども、良かったという意見の方が多かったと思います。ただ、行けなかった保護者にとっては遠くてだめだというようなこともありますし、あとは暑かったとか、そういうのも全部でてくると思います。いわゆるそういう施設がテントひとつだけですので、そういう点でいろいろ天候とか何かの問題等が出てくるかと思えます。

ただ、全体的に見た場合に、子どもたちの意見を一番大事にしてほしいということ。保護者の意見というより子どもたちの意見。特に昨年度もやって今年もやった子どもたち、その意見を大事にして次年度考えてほしい。それをちょっと頭においてこの意見の集約お願いしたいと思えます。

もう一つは、やはりそういう施設が村に無いということもありますけども、実際に光と風の丘公園を作るときに陸上競技場という案もありました。で、野球場という案もありました。ただこの村の施設として維持管理まで考えた場合に陸上施設が必要かどうか、ということなことが一つ上がりました。実際にそういう施設を見に行きました。視察して、最終的に判断したのが、あそこは運動場というか。グラウンドじゃなくてあそこは雨の時の雨水の処理場なんだよね。だから手もいれるのもなかなかできない。だからもうひとつ考えられることは、やはりさきほどあったスポーツ審議会等において、または公民館運営審議会で村全体でスポーツを発展させたり運営したり、この施設をするためには1万8,000の村人に対してどういう施設が必要なのかというのも実際に足で見てね。今の光と風の丘公園をたぶん見た気になっている人もいっぱいいると思うんです。実際に歩いてどうか。あとは村の体育施設等も見て、そして何が必要で何をどういうふうにして直してたりしたらいいかという、そういう案まで出せるようにしていかないと。

結局、行政の埜口さんと公民館の方のね、苦勞ばかりになってしまう。周りの意見聞いて結局できないで終わってしまうんで。

いろんな意見を聞いて、そして、その後審議会に持ってきた意見を出してくると、この教育委員会に。そして教育委員会の意見として、村当局にだせるというような形で、次年度、または次の年度という形でもっていけるように

いかないと。いつまでたっても変わらないと思いますよ。光と風の丘公園も、施設も変わらない、いつまでたってもなおらない。そういうのがでてくるので、実際に足で見て、そして村の施設として、ひとつはあの小学校の陸上競技ひとつとっても、どこのグラウンドでやると。小学校のグラウンドやるのが本当はいいんですよ。グラウンド整備がきちんとなっていて、やれば。でも、子どもたちの臨場感など、もっていった場合にはやはりそういう施設でやることも大事なんです。そのためには、どちらがいいかっていうのは実際にやった子どもたちの意見をきいて、先生方の負担とか何か考えない。そういうのも考えながらいれていくと。最終的には、先生方の負担ももちろん今度入れてく必要になるとは思いますけども、私は競技人ですので、どちらかというと、競技先行でいってしましますから、そういう意見になってしまうんですけども。やはりある物をいっぱい、審議会などを利用して、村の先を見越したそういうものをつくっていく。それに合わせていったほうが良いと思います。実際の陸上競技会に関しては、子どもたちの意見を中心に考えていってもらおう。ということでお願いしたいと思います。

教育長

はい、ありがとうございます。そういったこと踏まえまして、まず陸上競技会の関係ですね。今年度参加した小学生。あと昨年度も参加している小学生、両方聞けるのはちょうどこのタイミングだと思うので、子どもたちの意見をまず確実にくんで、来年度どういった形でやってくかというところを考えていくように事務局のほうも対応していただけたらと思います。あとは体育施設の話ですね。今お話ありましたが、当然長期的な話。今ある程度もう年数がたってきているので、考えていかなければならない時期になってきていると思いますので、アンケートをとるのか、また他の近隣の施設をよく見てくるとか、そういったことふまえながら、各審議会なり委員会の方に、意見をいただくというような事を考えていってもらえればと思います。この前の陸上記録会ですが途中まで出席させていただきまして、私の印象としては、ちょうど私たちが小学校のころですと笠松の運動公園がまだ新しい時ですね、年に1回体験することがあったんですね。非常に新鮮な経験でした。今回、たつのごフィールド。私も初めて見させてもらいましたが、非常に立派な施設でありました。子どもたちにとっては、ああいったところで競技をできるという経験を積ませることができた。というところは私として非常によかったなと考えております。いずれにしても、開催の仕方については村内でやれることが一番望ましいというところもありますので、それは先ほどもお話ありましたように子ど

もたちの意見の方ですね、両方聞いて来年度に向けては考えていきたいと思  
います。よろしくお願いします。

その他、予算関係の中身についてご意見などございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

教育委員

はい

教育長

それでは、こちらの予算事案についての質疑を終了したいと存じます。以上  
で、本日の附議事項を終了いたします。長い時間におきましてご審議ありが  
とうございました。それでは、以上をもちまして、本日の定例会を閉会いた  
します。どうもありがとうございました。

午前 10時 31分 閉会